

■議案第80号 平成28年度 大正地区防災活動拠点施設新築工事（建築主体）
工事請負契約の締結について

【要旨】

消防田野々分団屯所の老朽化により、大正公民館跡地に分団屯所及び災害時には避難所として利用できるコミュニティ機能を備えた防災活動拠点を整備し、南海トラフ地震等の大規模災害への消防・防災機能の強化を図る。

一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

工事請負契約締結内容

工 事 名	平成28年度 大正地区防災活動拠点施設新築工事（建築主体）
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 金 額	97,740,000円（内消費税7,240,000円）
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也
工 期	議決日の翌日から平成29年1月31日
工 種	新築工事
事 業 量	鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 428.0㎡

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。